

1 地球環境



1 地球環境の現況と課題

1 気候変動▼を巡る国際動向

「気候変動に関する政府間パネル (IPCC) ▼」の「第5次評価報告書」では、「人為起源の温室効果ガス▼」の排出は、20世紀半ば以降に観測された温暖化の支配的な要因であった可能性が極めて高い」と指摘しています。同報告書では、1986 (昭和61)～2005 (平成17) 年を基準とした2081～2100年における世界平均地上気温は、最も気温上昇が大きいシナリオでは約3.7℃ (2.6～4.8℃) 上昇すると予測しています。

また、2015 (平成27) 年11～12月にフランス・パリで開催された「気候変動枠組条約▼第21回締約国会議 (COP21)」において、2020 (令和2) 年以降の新たな国際的枠組みである「パリ協定▼」が採択され、世界共通の長期目標として、産業革命前からの地球の平均気温上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を継続すること等が言及されています。この「1.5℃に抑える」を達成するためには、IPCCの「1.5℃特別報告書▼」によると、2050年頃には世界の二酸化炭素排出実質ゼロ (「脱炭素社会」) ▼とする必要があることが示されています。これを受けて、2050年に脱炭素化することを目指す国、都市、企業等が増えてきました。

さらに、近年、世界的に発生している異常気象や自然災害等の状況を受けて、世界各地で国、自治体、大学等が気候変動への危機感を示し、緊急行動を呼びかける「気候非常事態宣言▼」を行う取組が広がっており、日本の国会においても、気候非常事態宣言が決議されました。

地球温暖化▼などの気候変動の問題に対応するためには、地球温暖化を防止するための対策である「緩和策」を着実に進めるとともに、既に現れている影響や今後中長期的に避けることのできない影響に対処する「適応策」を計画的に進めることが必要となっています。

2 地球温暖化▼対策 (緩和策)

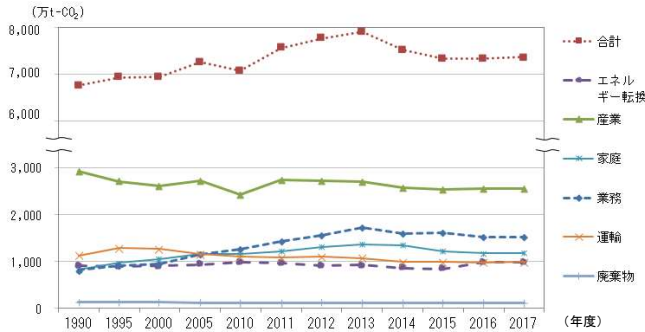
国は、2016 (平成28) 年5月に、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」を策定しました。また、2019 (令和元) 年6月に、政府として「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を策定し、今世紀後半のできるだけ早期に「脱炭素社会」を実現することを目指すという長期的なビジョンを示しました。2020 (令和2) 年3月には、2015 (平成27) 年7月に、国連事務局に提出した温室効果ガス削減目標 (2030 (令和12) 年度に2013 (平成25) 年度比で26.0%減) を据え置き、再度国連事務局に提出しました。その後、2020年 (令和2) 10月には、政府として2050年までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロとすることを目指すことを表明しました。

一方、本県を含めた国内の172の地方公共団体 (令和2年11月18日時点) でも、2050年までに脱炭素化することを表明しています。

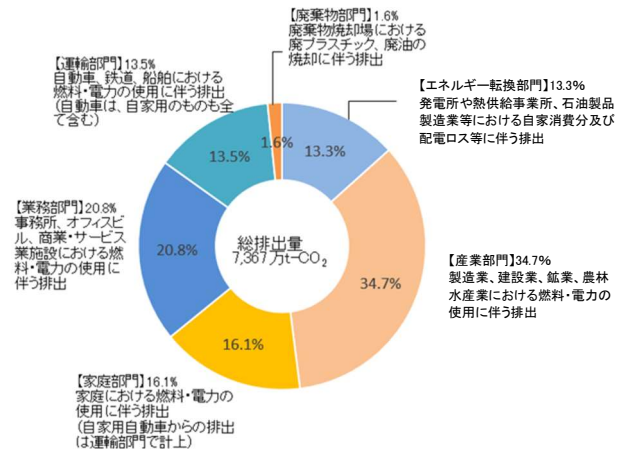
県では、温室効果ガス排出量が、2017 (平成29) 年度 (速報値) で7,734万t-CO₂となっており、前年度比で0.6%増加しています。また、温室効果ガス排出量のうち95%以上を占める二酸化炭素については、2017 (平成29) 年度 (速報値) が7,367万t-CO₂で、前年度比で0.4%の増加となっています。部門別の構成比では、産業部門 (34.7%) が大きく、業務部門 (20.8%) と家庭部門 (16.1%) が続い

ており、こうした部門を中心に、対策を進めていく必要があります。

▲図2-1-1 県内の二酸化炭素排出量の推移



▲図2-1-2 二酸化炭素排出量 (2017(平成 29)年度速報値)の部門別構成比

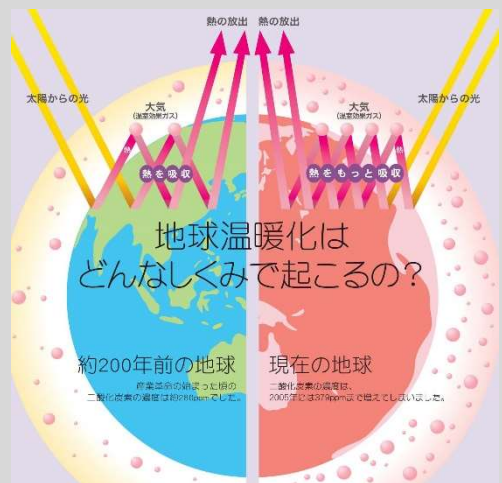


コラム 地球温暖化のしくみ

地球の温度は、太陽から送られてくる熱(日射)と、その熱によって暖められた地表から宇宙へ放出される熱とのバランスにより定まっています。

地球を取り巻く大気中に含まれる二酸化炭素などの温室効果ガスは、地表から宇宙に向かって放出される熱を吸収し、再び地表に放射する性質があり、この働きによって地表の平均気温は約 14℃に保たれています。

しかし、経済活動の活発化などに伴い、人類が石炭や石油などの化石燃料を大量に燃やすようになったため、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量が急激に増加しました。現在では、温室効果ガスの人為的な排出量は自然の吸収量の約 2 倍に達し、大気中の二酸化炭素の濃度も産業革命以前の 280ppm 程度から、400ppm を超えるまでに上昇しています。その結果、宇宙への熱の放出を抑える温室効果が強まり、地球の気温が全体的に上昇しています。これが地球温暖化と呼ばれる現象です。



全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) より

3 気候変動影響への適応の取組 (適応策)

IPCC の第 5 次報告書によると、「気候変動の多くの特徴及び関連する影響は、たとえ温室効果ガスの人為的な排出が停止したとしても、何世紀にもわたって持続するだろう。」と予測されています。

我が国においても、気温の上昇、降水パターンの変化など様々な気候の変化、海面の上昇などが生ずる可能性があり、農林水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害、健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活といった広範な分野で影響が生ずることが予測されています。

県内では、平成 30 年 7 月の記録的な猛暑において、月平均気温が 28.0℃と統計開始以来最も高い記録を更新し、県内の熱中症搬送者数が 7 月と 8 月の合計で 4 千人を超えたほか、農産物の生育における開花時期の変化、暖海性魚類の食害による磯焼けなど、気候変動の影響と考えられる現象も現れて

います。また、地球温暖化が最も進んだ場合を想定すると、県内では今世紀末までに平均気温が約4℃上昇、滝のように降る雨の頻度は、現在と比較して約2倍となることが予測されています。

平成30年6月に「気候変動適応法」が成立し、国は同法に基づき平成30年11月に「気候変動適応計画」を閣議決定しました。これにより、適応策が法的に位置付けられるとともに、国や地方公共団体、事業者、国民が気候変動適応を推進するための役割が明確化され、県としても、区域の状況に即した気候変動適応の取組を進めていくことが求められています。

▲図2-1-3 気候変動適応法における各主体の役割



平成30年6月に「気候変動適応法」が成立し、国は同法に基づき平成30年11月に「気候変動適応計画」を閣議決定しました。これにより、適応策が法的に位置付けられるとともに、国や地方公共団体、事業者、国民が気候変動適応を推進するための役割が明確化され、県としても、区域の状況に即した気候変動適応の取組を進めていくことが求められています。

4 オゾン層▼の破壊

オゾン層は、太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収して、地球上の生物を守っています。しかし、このオゾン層がフロン等の化学物質によって破壊され、著しく減少しています。特に南極域上空ではオゾンの減少が激しく、オゾン層に穴があいたように見えるため「オゾンホール」と呼ばれています。オゾンホールは、1980（昭和55）年頃から現れるようになり、1992（平成4）年以降は大規模なものが出現しています。

オゾン層保護のため、1985（昭和60）年に「オゾン層の保護のためのウィーン条約」、1987（昭和62）年に「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」が採択され、議定書締約国ではフロン類等の生産や輸入を制限し、順次削減を行っています。我が国でも、国際的に協力してオゾン層の保護を図るため、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）」が制定され、ハロン、CFC、1,1,1-トリクロロエタン、四塩化炭素の生産が全廃されました。また、HCFCについては2020（令和2）年に生産を全廃することが決定しています。

フロン類の回収については、平成25年に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収・破壊法）」が改正され、平成27年に「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（フロン排出抑制法）と名称を改めて施行されました。この法律により、フロン類の回収を含めた製造から廃棄までのライフサイクル全体を見据えた対策が行われています。また、家庭用冷蔵庫・家庭用エアコンについては「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」により、使用済自動車のカーエアコンについては「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」によりフロン類の回収が行われています。

2 地球環境保全に関する県の取組

1 地球温暖化対策の推進

かながわ気候非常事態宣言

今後、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念を踏まえ、「県民のいのちを守る持続可能な神奈川」の実現に向けて、次の3つを基本的な柱として、災害に強いまちづくりなどの「適応策」と温室効

果ガスの削減を図る「緩和策」などに「オール神奈川」で取り組んでいきます。

- 1 今のいのちを守るため、風水害対策等の強化
- 2 未来のいのちを守るため、2050年の「脱炭素社会」の実現に向けた取組みの推進
- 3 気候変動問題の共有に向けた、情報提供・普及啓発の充実

神奈川県地球温暖化対策推進条例

平成 21 年 7 月に県は、「化石燃料に依存したエネルギー多消費型の社会から地球環境への負荷が少ない低炭素社会への転換を促し、良好な環境を将来の世代に引き継いでいくこと」を目的とした「神奈川県地球温暖化対策推進条例」を制定しました。

条例の基本的な考え方は、①事業者や県民など各主体に対し、それぞれの立場・責任に応じた主体的な取組を促すこと、②各主体相互の連携・協働を促すこと、③本県の環境問題に関する経験や技術の集積など先進性や優位性を活用すること、の 3 点です。

条例では、大規模な「事業活動」、「建築物」及び「開発事業」に対して、温室効果ガスの削減目標や対策等を記載した「計画書」の提出を義務づける「温暖化対策計画書制度」を規定するとともに、再生可能エネルギー等の環境配慮技術の研究開発や活用の促進、公共交通機関の利用促進、温室効果ガスの排出のより少ない自動車の普及、日常生活における温暖化対策、温暖化対策教育の推進などについて、県や県民・事業者等の役割や責務を明らかにしています。

平成 28 年 10 月に、地球温暖化対策計画に定める事項に地球温暖化の影響への適応を図るための取組に関する事項を加えるなどの改正を行いました。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

神奈川県地球温暖化対策推進条例

検索



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f417507/>

神奈川県地球温暖化対策計画

「神奈川県地球温暖化対策推進条例」に基づき、県の地球温暖化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本的な計画として、平成 22 年 3 月に策定し、国が新たな温室効果ガス削減目標（2030（令和 2）年度に 2013（平成 25）年度比で 26.0%削減）を設定したことなどの状況変化を踏まえて、平成 28 年 10 月に改定しました。

改定した計画では、計画期間は 2016（平成 28）年度から 2030（令和 12）年度までの 15 年間とし、新たな温室効果ガス削減目標として「2030（令和 12）年度の県内の温室効果ガスの総排出量を 2013（平成 25）年度比で 27%削減」することを目指す目標を設定しました。

その他、分散型エネルギーシステムの構築に向けた「かながわスマートエネルギー計画」による取組などを追加し、地球温暖化を防ぐための取組（緩和策）をこれまで以上に進めるとともに、それでも避けられない地球温暖化による影響に対して被害を最小限に食い止めるための取組（適応策）についても新たに計画に位置付けました。

なお、この計画は条例に基づく計画であるほか、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条第 3 項に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」に位置付けるとともに、平成 30 年に成立した「気候変動適応法第 12 条」に基づく「地域気候変動適応計画」にも位置付けています。

■ 緩和策（地球温暖化の防止を図るための取組）＜取組詳細は P30 以降＞

【主な取組】

- 産業部門の削減対策（製造業、農林水産業など）
 - ・ 大規模事業者の自主的な温室効果ガス削減の促進
 - ・ 中小規模事業者に対する省エネルギー診断などの支援
- 業務部門の削減対策（小売業・サービス業、公的機関など）
 - ・ 建築物温暖化対策計画書制度やZEB*の普及による建築物の省エネルギー化
 - ・ BEMS*等の導入、設備や機器の高効率化の促進
- 家庭部門の削減対策（家庭生活における電気やガスの使用など）
 - ・ 家庭における省エネルギーの実践など低炭素型のライフスタイルの促進
 - ・ 高断熱・高気密な省エネルギー住宅やZEH*の普及による住宅の省エネルギー化
 - ・ HEMS*の導入、省エネルギー性能に優れた家電製品や高効率な給湯設備*の普及
- 運輸部門の削減対策（自動車の運転など）
 - ・ 環境負荷の少ない自動車等の利用促進、エコドライブの促進
 - ・ 鉄道やバスなどの公共交通機関や自転車などの利用促進
- 再生可能エネルギー等の分散型電源の導入促進
 - ・ 太陽光発電や小水力発電、太陽熱など再生可能エネルギー等の導入促進
 - ・ 安定した分散型電源の導入拡大

*ZEB、ZEH：ネット・ゼロ・エネルギー・ビル、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス。大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することで、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを旨とした建築物や住宅

*BEMS、HEMS：Building Energy Management System、Home Energy Management System の略。建築物や住宅において、エネルギー消費機器と太陽光発電システムや蓄電池等のネットワーク化などにより、エネルギー管理を行うシステム

*高効率な給湯設備：潜熱回収型給湯器、ヒートポンプ式給湯器などのエネルギー効率の高い給湯設備

■ 適応策（地球温暖化の影響への適応を図るための取組）＜取組詳細は P33＞

予測される影響の例

- 農林水産業への影響
- 自然生態系への影響
- 自然災害の被害拡大
- 生活や健康への影響

影響への対策の例

- 影響の把握（モニタリング調査、情報収集等）
- 対策の研究、対策技術の確立、技術支援
- 影響や対策についての知識の普及啓発
- 気温や降水量等の将来予測

詳しくは、ホームページをご覧ください。

神奈川県地球温暖化対策計画

検索

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f417509/>



条例・計画に基づく主な取組

■ 事業活動における地球温暖化対策の推進

○ 事業活動温暖化対策計画書制度の実施

県では、事業活動に伴い排出される温室効果ガスの削減に向けた積極的な取組を促進するため、工場や事業場を設置している一定規模以上の大規模排出事業者の自主的な削減目標や削減対策等を記載した計画書の提出を義務付け、それを県が公表しています。

平成30年度に計画期間が終了した大規模排出事業者のうち、二酸化炭素排出量の削減目標を達成した事業者の割合は52.9%でした。

- ・対象：原油換算エネルギー使用量が1,500kℓ/年以上又は100台以上の自動車を使用する事業者

※県内の事業所・店舗等に係る合計数量で判断します。(フランチャイズチェーンは1事業者とみなします。)

▲表2-1-1 計画期間が終了した大規模排出事業者のうち二酸化炭素排出量の削減目標を達成した事業者の割合

	平成29年度	平成30年度
二酸化炭素排出量の削減目標を達成した事業者の割合	58.1%	52.9%

詳しくは、ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f6674/>

神奈川県 事業活動

検索



○ 中小規模事業者の省エネルギー対策への支援

中小規模事業者は、一般的に、情報、人材、資金の不足などから、地球温暖化対策が遅れている傾向にあります。そこで、県では、中小規模事業者を対象とした、省エネルギー対策に関する診断事業を実施しています。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f7226/>

中小規模事業者省エネルギー対策支援

検索



■ 建築物における地球温暖化対策の推進

○ 建築物温暖化対策計画書制度の実施

県では、より環境性能に優れた建築物の普及を促進するため、一定規模以上の建築物の新築等を行う建築主に、環境性能評価の実施や評価結果、再生可能エネルギー等の活用の検討結果などを記載した計画書の提出、販売や賃貸をする際の広告への環境性能表示を義務付け、それを県が公表しています。

- ・対象：新築、改築又は増築に係る延べ床面積が2,000㎡以上の建築物

詳しくは、ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f6675/>

建築物温暖化対策計画書制度

検索



■ 開発事業における地球温暖化対策の推進

○ 特定開発事業温暖化対策計画書制度の実施

県では、開発計画の初期段階でなければ導入が困難な対策の検討を促し、開発後のエリア全体の温室効果ガスの抑制を図るため、一定規模以上の開発事業を行う事業者、エネルギーの共同利用や自動車利用の抑制等の措置に関する計画書の提出を義務付け、それを県が公表しています。

- ・対象：10,000㎡以上の開発区域において、延べ床面積の合計が5,000㎡を超える建築物の新築を目的とする開発事業

詳しくは、ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f6676/>

特定開発事業温暖化対策計画書制度

検索



■ 再生可能エネルギー等の普及拡大

○ 太陽光発電の普及

太陽光発電は、都市化が進んでいる本県において、地域的偏在や設置場所の制約が少なく導入ポテンシャルが最も大きいことなどから、重点的に普及に取り組んでいます。

住宅への太陽光発電の普及では、県が公募の上、選定し、協定を締結した事業者が、住宅用の太陽光発電設備の購入希望者を募り、一括して発注することでスケールメリットを活かし、市場価格よりも安い費用で購入できる「太陽光発電設備の共同購入事業」を令和元年度から全国初の取組として実施しています。

さらに、令和2年度からは、住宅用太陽光発電設備の設置に係る初期費用が不要となる「0円ソーラー」の普及にも取り組んでいます。「0円ソーラー」とは、事業者が設置費用を負担して、住宅に太陽光発電設備を設置し、太陽光で発電した電力を一定期間、住宅所有者等に販売することで設置費用を回収し、一定期間終了後は、住宅所有者に太陽光発電設備が無償譲渡されるものです。

また、事業者に向けた取組として、自家消費型の太陽光発電設備等の導入費用に対する補助などを実施しています。

これらにより、火力発電等の「集中型電源」から太陽光発電等の「分散型電源」への転換を図り、エネルギーの地産地消を目指して取り組んでいます。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

神奈川県 再生可能エネルギー

検索

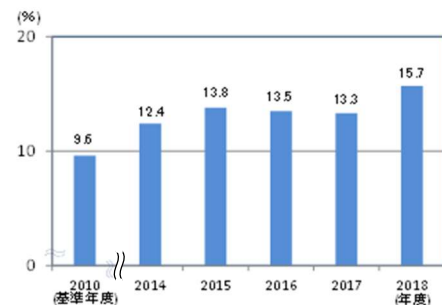


<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e3g/cnt/f300183/>

○ 分散型電源の導入促進

太陽光発電等の再生可能エネルギーや、ガスコージェネレーション、家庭用燃料電池等の普及に取り組み、平成30年度における県内の年間電力消費量に対する分散型電源による発電量の割合は、15.7%となっています。

▲図2-1-4 県内の年間電力消費量に対する分散型電源による発電量の割合



○ 計画書制度による再生可能エネルギー等の導入促進

一定規模以上の建築物の新築又は増改築をする場合や、一定規模以上の開発事業を行う場合には、建築物温暖化対策計画書制度及び特定開発事業温暖化対策計画書制度において、太陽光発電設備の導入など再生可能エネルギー等の活用の検討を義務付けています。

■ 森林の整備・保全等の推進

県では、水源保全地域内の荒廃が懸念される私有林の公的管理・支援や、県有林等の適正管理等に取り組むとともに、県産木材の有効活用の促進を図るため、生産・加工・消費にわたり、総合的な取組を行っています。

■ ライフスタイルの転換

○ マイエコ10（てん）宣言の普及拡大

かながわ地球環境保全推進会議▼が推進する改訂新アジェンダ21かながわ「私たちの環境行動宣言 かながわエコ10（てん）トライ」▼では、県民、企業、NPO、行政など様々な主体が、地球環境問題を自分のこととして考え、環境にやさしい暮らし方を宣言して実践する「マイエコ10（てん）宣言」

の普及啓発を進めています。これは、平成 27 年度まで実施していた「マイアジェンダ登録」を引き継いだもので、90 の行動メニューから自分の取り組みたい項目を 10 個選び、日々実践するとともに、新しいメニューにもどんどんトライしていくことにより、持続可能な社会の実現に向けた取組の環を広げていくものです。

■ 家庭における地球温暖化対策の推進

○ 住宅の省エネルギー化

県では、既存住宅の省エネルギー化を促進するため、窓用の断熱シート等の省エネ関連商品を使用して自分でできる住宅の省エネリフォームを「省エネDIY」と名付け、節電、節水等の家庭での省エネ行動も含め、県内のホームセンター等と協力して普及啓発を行う事業に平成 29 年度から取り組んでいます。

また、平成 30 年度には、県内の工務店等が実施した、断熱性・気密性・日射遮蔽性能を高める省エネリフォームの事例を集めた「住宅の省エネリフォーム事例集」を作成しました。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

神奈川県住宅の省エネルギー化

検索



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f536517/>

○ 省エネルギー家電の導入促進

県では、省エネルギー家電の導入促進のため、県内の家電量販店や電機商業組合と協力して、近年の省エネ性能の向上が顕著な電気冷蔵庫とエアコンを対象に、平成 28 年度から省エネ性能の高い製品に買い替えた方に抽選で賞品が当たるキャンペーンを実施し、家庭での温室効果ガス削減に取り組んでおり、平成 30 年度からは九都県市で連携して実施しています。

* 九都県市: 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市

■ 適応策

地球温暖化など気候変動の県への影響を把握するため、将来の影響を予測するとともに評価を整理し、影響が大きいと考えられる項目に対し、影響に対処するための施策（適応策）を実施しています。

適応策について県民や事業者に普及啓発するとともに、県の試験研究機関において農業・水産業における影響や対策について研究等を行っています。

また、気候変動適応法に基づき、平成 31 年 4 月に県環境科学センターを「神奈川県気候変動適応センター」として位置付け、県内の気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理等、また県民や企業等に向けた情報提供を行っています。

令和元年度には、学識経験者や事業者で構成される「神奈川県気候変動適応に関する有識者等検討会議」を立ち上げ、「自然災害」、「健康」、「農林水産」分野に優先的に取り組むことなど、県の気候変動適応の取組の方向性を取りまとめました。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

神奈川県 地球温暖化 適応策

検索



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f536377/index.html>

神奈川県気候変動適応センター

検索



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/b4f/tekiou/top.html>

■ 九都県市による地球温暖化対策の推進

その他の取組

九都県市首脳会議環境問題対策委員会では、自らの率先行動の取組を示すとともに、住民や事業者
に、省エネルギーや節電などを含めた地球温暖化防止への取組の必要性を理解していただき、率先し
て行動することを促すため、普及啓発活動を実施しました。令和元年度は、省エネ性能の高い製品に買
い替えた方に抽選で賞品が当たるキャンペーンの実施、SDGs と効果的な普及啓発の手法に関する
セミナーの開催などを行いました。

地球温暖化対策についての県の率先実行

「神奈川県地球温暖化対策推進条例」に基づき、県の事務及び事業に係る温室効果ガスの排出の抑
制に関する計画として、平成 22 年 3 月に「神奈川県事務事業温室効果ガス排出抑制計画」を策定し、
平成 29 年 3 月に同計画を「神奈川県庁温室効果ガス抑制実行計画」に改定しました。この計画は、「地
球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地方公共団体実行計画（事務事業編）」としても位置付
けています。

この計画では 2030（令和 12）年度に 2013（平成 25）年度比でエネルギー起源の二酸化炭素排出量
を 40%削減する目標を、また中間目標として、2021（令和 3）年度に 2013（平成 25）年度比で電力使用量
又は電力使用量原単位を 8%程度削減する目標を設定しています。削減目標の達成に向けた対策とし
て、庁舎の省エネ改修や再生可能エネルギーの導入等の全庁的な取組や、知事部局、企業庁、教育委員
会、警察の各エネルギー管理を行う者の主な取組を位置付けています。

▲表2-1-2 温室効果ガス(エネルギー起源二酸化炭素)の排出状況(2019(令和元)年度) (単位:t-CO₂)

	2013 年度(基準年度)	2019 年度実績	基準年度比増減量	基準年度比増減率(%)
知事部局	137,360	107,151	△30,210	△22.0
企業庁	54,899	43,396	△11,502	△21.0
教育委員会	33,312	34,094	783	2.3
警察	66,571	57,122	△9,449	△14.2
合計	292,141	241,763	△50,378	△17.2

※小数点第一位を四捨五入したため、数値の和等は必ずしも合計欄等の値には一致しません。

■ 県有施設における施設・整備の省エネルギー改修等

県有施設からの二酸化炭素排出量を減らすため、県では効果的な省エネルギー対策として、県施設
への ESCO 事業▼を導入することとし、平成 17 年度から平成 20 年度までの間に 8 施設に導入し、
平成 29 年度末までの累計で 17,235t-CO₂が削減され、一定の成果を得ることができました（令和元年
度末現在、対象施設はありません。）。

ESCO 事業導入の成果については民間オフィスビルなどへの普及のきっかけとなるよう、ホーム
ページ等において広く公表しています。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f4299/index.html>

ESCO事業

検索



■ 県有施設等における再生可能エネルギーの率先導入

県自らも再生可能エネルギーの率先導入に努めています。

令和元年度は、横浜西合同庁舎、横須賀合同庁舎、津久井合同庁舎、江ノ島セーリングセンター、動物愛護センター、川崎治水センター、岩戸養護学校、茅ヶ崎警察署、平塚警察署花水台交番の9施設に太陽光発電設備を設置しました。

2 国際環境協力の推進

■ (公財)地球環境戦略研究機関 (IGES) と連携した取組

県では、国際環境協力の推進を図るため、国際的な環境政策研究機関である(公財)地球環境戦略研究機関(IGES)を平成9年に湘南国際村に誘致し、IGESが実施するアジア太平洋地域の持続可能な開発▼の実現を目指した調査研究や研究成果の発信活動に対する支援を行うとともに県民向けセミナーや県内大学・高校への講師派遣の協働事業等によりIGESの研究成果の県内へのフィードバックを行っています。

■ 九都県市の取組

九都県市首脳会議環境問題対策委員会では、環境分野における国際協力・途上国支援として、JICA横浜が企画する「青年研修事業」に参画し、平成30年8月19日から9月5日にかけてタイ王国から研修員の受入れを実施しました。8月30日には、県の地球温暖化対策を講義するとともに、環境に関する取組を積極的に行っている県内企業を視察し、その環境活動を紹介しました。

3 オゾン層保護対策

■ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づく規制・指導

業務用冷凍空調機器に冷媒として充填されているフロン類の適正な管理を推進するため、県では法律に基づき、フロン類の充填回収業者に対し適切な充填及び回収を指導するとともに、機器の管理者に対し適切な管理を指導しています。

この法律により、フロン類の充填又は回収を行おうとする者は、県知事から事業者の登録を受けるとともに、フロン類の充填量及び回収量等の報告を行うことなどが義務づけられています。また、機器の管理者は、機器の点検など適切な管理が義務づけられています。

▲表2-1-3 業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収量等(令和元年度)

(単位:kg)

	元年度 回収量	元年度当初 保管量	計	元年度 破壊業者 引渡量	元年度 再利用量	元年度末 保管量	計
神奈川県	339,358	15,699	355,057	229,864	110,818	14,197	354,879
全国	5,239,257	292,481	5,531,738	2,995,181	2,233,821	302,063	5,531,065

※小数点第一位を四捨五入したため、数値の和は必ずしも合計欄の値には一致しません。